



建設機械に対する排出ガス規制について

8月号では移動用発電設備の排出ガス規制について、工場・事業場等に設置される定置形の発電設備とは異なる規制が行われていることを紹介しました。

9月号では移動用発電設備を含めた建設機械全般から見た排出ガス規制について紹介します。

Q1

建設機械に対する排出ガス規制は、先月号で紹介された排出ガス対策型建設機械指定制度による他に、規制する規則はあるのですか？

A1

建設機械にはバックホウやブルドーザに代表される車両系の建設機械もあります。これらの車両系建設機械の排出ガス規制は、道路運送車両法又はオフロード法（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律）により規制されます。建設機械に対する法令等による排出ガス規制の概要を表1に示します。

表1 法令等による建設機械の排出ガス規制の概要

- ◎道路運送車両法による規制
公道を走行する車両系建設機械の排出ガスを規制の対象とする。
- ◎オフロード法による規制
公道を走行しない車両系建設機械（小型のものを除く。）の排出ガスを規制の対象とする。
- ◎排出ガス対策型建設機械指定制度による規制
道路運送車両法又はオフロード法の規制対象外となる小型の車両系建設機械及び可搬式建設機械の排出ガスを規制の対象とする。

Q2

建設機械には様々な種類と大きさのものが 있습니다。この種類等に応じた法令等による排出ガス規制は、どのように適用されるのですか？

A2

建設機械の種類等に応じ適用される排出ガス規制を表2に示します。

表2 建設機械の種類等に応じ適用される排出ガス規制

種別	原動機	自動車の別	主な建設機械	排出ガス規制
車両系	19kW以上 560kW未満のもの	(※1) オンロード車	バックホウ(ホイール型) トラクターショベル (ホイール型)	道路運送車両法
		(※2) オフロード車	バックホウ(クローラ型) ブルドーザ	オフロード法
可搬式	8kW以上 19kW未満のもの		小型ローラ、 小型バックホウ	排出ガス対策型 建設機械指定制度
	8kW以上 560kW未満のもの		発動発電機(移動用発電 設備) 空気圧縮機	建設機械指定制度

- ※1. オンロード車とは公道を走行する自動車をいう。また、公道以外でも走行は可能である。
- ※2. オフロード車とは専ら公道以外を走行する特殊自動車をいう。

Q3

建設機械が排出ガス対策型建設機械指定制度による排出ガス規制、またはオフロード法による排出ガス規制に適合したものであることの確認は、何により行われるのですか？

A3

排出ガス対策型建設機械指定制度による排出ガス規制、またはオフロード法による排出ガス規制に適合している建設機械には、それぞれの基準に適合していることを証する表示（ラベル）が貼付されます。

オフロード法基準適合表示（ラベル）



第3次基準排出ガス対策型建設機械指定制度適合表示（ラベル）



車両系建設機械



可搬式建設機械



トンネル工事中建設機械